家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領

（平成２５年３月１８日付け２４農畜機第５０７１号承認）

公益社団法人　中央畜産会

制定　平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２

一部改正　平成２５年４月２３日付け２５年度発中畜第１６号
平成２６年５月２８日付け２６年度発中畜第２３１号
平成２６年１２月１９日付け２６年度発中畜第１０６０号
平成２７年４月８日付け２７年度発中畜第２５号
平成２８年４月５日付け２８年度発中畜第９号
平成２９年４月１０日付け２９年度発中畜第１６４号
平成３０年４月１７日付け３０年度発中畜第１７３号
平成３１年２月２８日付け３０年度発中畜第６８６１号
平成３１年４月５日付け３１年度発中畜第３２号
令和２年１月２２日付け元年度発中畜第３９２２号
令和２年４月１６日付け２年度発中畜第２５６号
令和２年１２月１６日付け２年度発中畜第４２６６号
令和４年３月１日付け３年度発中畜第６８７９号
令和４年４月１１日付け４年度発中畜第２４６号
令和７年３月２４日付け６年度発中畜第６４３８号
令和７年５月１２日付け７年度発中畜第４４７号
令和８年５月２２日付け８年度発中畜第８０１号
令和８年１１月１７日付け８年度発中畜第３２７２号

畜産経営において法定伝染病が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等のまん延防止措置がとられることとなるが、これに伴い収入の減少により経営の維持が困難となる経営体がみられ、これらに対する支援措置が必要となっている。

このため、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成２５年２月２６日付け２４農畜機第４６９９号、以下「実施要綱」という。）別添２に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の補助を受け、畜産経営体に対し、融資機関が行う低利の運転資金の貸付けを円滑にするため、当該資金につき利子補給を行う事業を実施することとし、もって我が国畜産経営の安定に資するものとする。

この事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）に定めるもののほか、実施要綱及びこの実施要領の定めるところによる。

第１　事業の内容

１　家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号。以下「法」という。）第２条

第１項に規定する家畜伝染病の発生等により、広範囲にわたって畜産経営に重大な支障を与えると独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が認めた場合、影響を受けた畜産経営体に対し、経営継続に必要な資金（以下「経営継続資金」という。）、畜産経営を再開して経営を維持できる程度の収入を得るまでの間に必要な資金（疾病発生直後に急激に悪化する資金繰りに対して迅速に支援するために第４及び第５に定める条件で資金を速やかに融通できるようにするもの（以下「クイック融資メニュー」という。）を含む。以下「経営再開資金」という。）及び経営維持に必要な資金（以下「経営維持資金」という。）を理事長が定める貸付条件等により融通する融資機関に対し、利子補給等を行う。

２　クイック融資メニューによる資金の借入れに係る債務を保証する農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該債務保証について被保証者（以下「債務保証引受対象者」という。）が負担する保証料を免除するため、当該保証料を補塡するクイック融資メニュー保証交付金（以下「保証交付金」という。）の交付を行う。

第２　家畜疾病経営維持資金（クイック融資メニューを除く。）の貸付け

１　融通対象者

（１）経営継続資金融通対象者

法第２条第１項に規定する家畜伝染病のうち別表 1－１に掲げる対象家畜伝染病の発生等に伴い経営継続が困難となった経営者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ａ　法第２条第１項に規定する家畜伝染病のうち別表１－１に掲げる対象家畜伝染病　の発生等に伴う家畜又は畜産物の移動制限又は搬出制限の対象となった当該対象家畜伝染病の畜種（家畜伝染病予防法施行令（昭和２８年政令第２３５号）第１条に規定する当該対象家畜伝染病の畜種を含む。以下同じ。）を飼養する経営者

ｂ　移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との間の、家畜又は受精卵、精液若しくは種卵の取引が停止された畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか１か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの

ｃ　家畜伝染病の発生により輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか１か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの

（２）経営再開資金（クイック融資メニューを除く。以下第２及び第３において同じ。）融通対象者

法第２条第１項に規定する家畜伝染病のうち、別表１－１に掲げる対象家畜伝染病の発生等に伴う法に基づく家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた当該対象家畜伝染病の畜種を飼養する経営者

（３）経営維持資金融通対象者

別表２に掲げる融通対象者とする。

２　資金の使途

経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金（以下「経営資金」という。）の使途は、次に掲げる畜産経営の継続、再開及び維持に必要な直接的営農経費とし、既往負債の借換えを除くものとする。

（１）肥飼料費
（２）家畜の購入費
（３）畜産経営に要する器具及び消耗品等の購入費
（４）雇用労働費
（５）その他の畜産経営の維持に必要な経費

３　融通実施期間

（１）経営継続資金又は経営再開資金の融通実施期間は、別表１－１のとおりとする。
（２）経営維持資金の融通実施期間は、別表２のとおりとする。

４　融資機関

（１）経営資金を融通できる融資機関は、次の金融機関とする。
ア　農業協同組合
イ　農業協同組合連合会
ウ　農林中央金庫
エ　都道府県知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合
（２）都道府県知事は、（１）のエの指定を行ったときは、公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）に速やかに通知するとともに、１に規定する融通対象者への周知を図るものとする。

５　貸付条件

（１）貸付限度額

貸付限度額は、次に掲げる額を上限として、７の規定による都道府県知事又は理事長の承認を受けた経営維持計画に定める借入計画額とする。

①　経営継続資金又は経営維持資金

ア　乳用牛１頭当たり	１３万円
イ　肥育用牛１頭当たり	１３万円
ウ　繁殖用雌牛１頭当たり	６万５千円
エ　肥育豚１頭当たり	１万３千円
オ　繁殖豚１頭当たり	２万６千円
カ　家きん１００羽当たり	５万２千円
キ　繁殖用めん羊及び山羊１頭当たり	１万３千円

ク　その他別表３に定める家畜１頭当たりの額

②　経営再開資金

ア　個人経営　２，０００万円
イ　法人経営　８，０００万円

（２）償還期限等

経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金の償還期限は７年以内（うち据置期間は３年以内）とする。

償還方法は、元金均等償還とする。

（３）貸付利率

経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金の貸付利率は、実施要綱別添２の第３の２の（１）のカの（エ）に基づき、会長が別に定める利率とする。ただし、当該利率未満で融資機関が経営資金を貸し付けることを妨げない。

なお、会長が定める利率については、変更の都度、中央畜産会のホームページに掲載して公表する。

６　経営維持計画の作成等

（１）経営資金の借入希望者は、実施要綱別添２の別紙様式第１－１号又は同第１－２号の経営維持計画を作成し、融資機関に提出するものとする。

（２）融資機関は、（１）により経営維持計画が提出されたときは、経営資金借入希望者が１に規定する融通対象者であることを確認し、２に規定する要件に照らし、経営維持計画の内容を審査の上、妥当と認められる場合は、当該経営維持計画に係る資金の効果等の意見を付して、融通対象者の所在する都道府県知事に提出するものとする。

７　経営維持計画の承認

（１）都道府県知事は、融資機関から６により経営維持計画が提出された場合は、当該経営維持計画の内容を審査し、妥当と認められる場合は、当該経営維持計画に係る資金の効果等の意見を付して、実施要綱別添２の別紙様式第２号の家畜疾病経営維持資金融通事業畜産経営維持計画承認申請書を、中央畜産会を経由して理事長に提出するものとする。

（２）（１）の承認申請において、次に掲げる経営維持計画については、理事長への提出を要しないものとする。これにより、経営維持計画の理事長への提出を行なわない場合は、都道府県知事が承認を行うものとする。

ただし、借入れを希望する資金が経営維持資金であって飼養畜種がめん羊又は山羊の場合にあっては、借入計画額にかかわらず、理事長に提出するものとする。

ア　借入希望者が個人である場合、借入計画額が２，０００万円以下の経営維持計画

イ　借入希望者が法人である場合、借入計画額が８，０００万円以下の経営維持計画

８　貸付けの実施

（１）都道府県知事は、自らが承認した場合若しくは中央畜産会を通じて７の（１）の経営維持計画の理事長の承認の通知を受けた場合は、速やかに融資機関に通知するものとする。

（２）融資機関は、（１）の通知を受けた場合は、承認を受けた経営維持計画に係る借入希望者に対して、経営資金を融通するものとする。この場合、融資機関は、経営資金の貸付け実行に際し、遅滞なく都道府県知事の確認を受け、会長に借入者、貸付額、貸付利率、償還予定日及び利子補給金の予定額等を速やかに通知するものとする。

９　経営維持計画の承認の取消し

都道府県知事又は理事長は、次に掲げる場合には、７の（２）の都道府県知事

の承認又は７の（１）の理事長の承認を受けた経営維持計画につき、承認を取り消すものとする。この場合、都道府県知事は、自らが承認を取り消したときは、その旨を融資機関及び中央畜産会に、あるいは理事長から中央畜産会を通じて取消しの通知を受けたときは、その旨を融資機関に速やかに通知するものとする。

（１）経営維持計画の履行が困難となったと認められる場合

（２）経営維持計画の承認取消しの申請があった場合

（３）経営維持計画の承認後に不実記載が認められる場合

第３　利子補給事業の運営

１　融資機関に対する利子補給等

（１）利子補給金の交付

中央畜産会は、経営資金を貸し付けた融資機関に対し、利子補給金を交付するものとする。

（２）利子補給率

利子補給率は、実施要綱別添２の第３の２の（１）のカの（オ）に定める率とする。

（３）利子補給の期間

経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金の利子補給期間は、いずれの資金も貸付後７年以内とする。

（４）利子補給金の額

利子補給金の交付額は、融資機関の経営資金の貸付平均残高に（２）に定める利子補給率を乗じて得た額に相当する額とする。

（５）中央畜産会は、第２の９により経営維持計画が取消しとなった場合、又は経営資金の借入者が経営を中止した場合には、これ以降、融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給金の交付を行わないものとする。

（６）利子補給金の返還

中央畜産会が、融資機関に対し利子補給金を交付した後、その交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないと認められる場合は、次により措置するものとする。

ア　中央畜産会は、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でないと認められた利子補給金の全部又一部に別表４に定める利息相当額を加算して得た額（以下「返還金」という。）を別表５に定める期限内に中央畜産会に納付させる。

イ　中央畜産会は、アの期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、アの期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。

ウ　中央畜産会は、アの返還金及びイの延滞金を速やかに機構に納付するものとする。

２　事業実施の手続き

（１）利子補給契約の締結

経営資金の貸付けを行おうとする融資機関は、経営資金については、様式第

１号の経営資金利子補給契約締結申込書に様式第２号の経営資金利子補給契約書を２部添えて中央畜産会に提出し、利子補給契約を締結するものとする。

（２）貸付実行報告書の提出

融資機関は、経営資金の貸付けについて、経営資金に適合する旨の都道府県知事の確認を受けた後、様式第３号の経営資金貸付実行報告書（以下「経営資金貸付実行報告書」という。）を中央畜産会に貸付実行月の翌月末までに提出するものとする。

（３）利子補給額等の通知

中央畜産会は、経営資金貸付実行報告書に基づいた様式第４号の経営資金償還計画額・利子補給額計算書（以下「経営資金利子補給額等計算書」という。）により、都道府県並びに信用農業協同組合連合会、農林中央金庫及び理事長が適当と認める団体（以下「信農連等」という。）並びに融資機関に通知するものとする。

（４）貸付実行状況等異動報告書の提出

融資機関は、経営資金貸付実行報告書に異動が生じた場合には、様式第５号の経営資金貸付実行状況等異動報告書（以下「経営資金異動報告書」という。）を、速やかに中央畜産会に提出するものとする。

（５）利子補給額等の異動修正額の通知

中央畜産会は、経営資金異動報告書により利子補給額等を修正して、様式第６号の経営資金償還計画額・利子補給額異動修正計算書（以下「経営資金異動修正計算書」という。）により、都道府県及び信農連等並びに融資機関に通知するものとする。

（６）計画の承認取消報告書の提出

都道府県知事は、経営維持計画の承認を取消した場合には、様式第７号の経営資金借入者承認取消報告書により直ちに、中央畜産会に通知するものとする。

（７）利子補給金の請求

ア　経営資金利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、中央畜産会から送付された経営資金利子補給額等計算書又は経営資金異動修正計算書に基づき様式第８号の経営資金利子補給金請求書（以下「経営資金利子補給金請求書」という。）を作成し、様式第９号の経営資金利子補給金請求承認申請書により、都道府県知事の承認後、中央畜産会に対し経営資金利子補給金請求書を提出するものとする。

イ　平成３１年３月３１日までの経営再開資金の貸付けに係る経営資金利子補給金請求書の提出期限は、次に定めるとおりとする。

区　　分	利子補給金請求書の提出期限				
	初年度分	第２年度分	第３年度分	第４年度分	第５年度分

平成２９年４月１日から平成２９年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	平成30年 11月末日	令和元年 11月末日	令和２年 11月末日	令和３年 11月末日	令和４年 11月末日
平成２９年１０月１日から平成３０年３月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和元年 ５月末日	令和２年 ５月末日	令和３年 ５月末日	令和４年 ５月末日	令和５年 ５月末日

区　　分	利子補給金請求書の提出期限				
	初年度分	第２年度分	第３年度分	第４年度分	第５年度分
平成３０年４月１日から平成３０年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和元年 11月末日	令和２年 11月末日	令和３年 11月末日	令和４年 11月末日	令和５年 11月末日
平成３０年１０月１日から平成３１年３月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和２年 ５月末日	令和３年 ５月末日	令和４年 ５月末日	令和５年 ５月末日	令和６年 ５月末日

ウ　平成３１年３月３１日までの経営継続資金及び経営維持資金の貸付けに係る経営資金利子補給金請求書の提出期限は、次に定めるとおりとする。

区　　分	利子補給金請求書の提出期限		
	初年度分	第２年度分	第３年度分
平成３０年４月１日から平成３０年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和元年 11月末日	令和２年 11月末日	令和３年 11月末日
平成３０年１０月１日から平成３１年３月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和２年 ５月末日	令和３年 ５月末日	令和４年 ５月末日

エ　平成３１年４月１日以降令和４年３月３１日までの経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金の貸付けに係る経営資金利子補給請求書の提出期限は、次に定めるとおりとする。

区　分	利子補給金請求書の提出期限						
	初年度分	第２年度分	第３年度分	第４年度分	第５年度分	第６年度分	第７年度分
平成３１年４月１日から令和元年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和２年 11月末日	令和３年 11月末日	令和４年 11月末日	令和５年 11月末日	令和６年 11月末日	令和７年 11月末日	令和８年 11月末日

令和元年１０月１日から令和２年３月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和３年５月末日	令和４年５月末日	令和５年５月末日	令和６年５月末日	令和７年５月末日	令和８年５月末日	令和９年５月末日

区　分	利子補給金請求書の提出期限						
	初年度分	第２年度分	第３年度分	第４年度分	第５年度分	第６年度分	第７年度分
令和２年４月１日から令和２年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和３年11月末日	令和４年11月末日	令和５年11月末日	令和６年11月末日	令和７年11月末日	令和８年11月末日	令和９年11月末日
令和２年１０月１日から令和３年３月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和４年５月末日	令和５年５月末日	令和６年５月末日	令和７年５月末日	令和８年５月末日	令和９年５月末日	令和10年５月末日

区　分	利子補給金請求書の提出期限						
	初年度分	第２年度分	第３年度分	第４年度分	第５年度分	第６年度分	第７年度分
令和３年４月１日から令和３年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和４年11月末日	令和５年11月末日	令和６年11月末日	令和７年11月末日	令和８年11月末日	令和９年11月末日	令和10年11月末日
令和３年１０月１日から令和４年３月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和５年５月末日	令和６年５月末日	令和７年５月末日	令和８年５月末日	令和９年５月末日	令和10年５月末日	令和11年５月末日

オ　令和４年４月１日以降の経営継続資金、経営再開資金及び経営維持資金の貸付けに係る経営資金利子補給請求書の提出期限は、次に定めるとおりとする。

区　分	利子補給金請求書の提出期限						
	初年度分	第２年度分	第３年度分	第４年度分	第５年度分	第６年度分	第７年度分

令和４年４月１日から令和４年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和５年11月末日	令和６年11月末日	令和７年11月末日	令和８年11月末日	令和９年11月末日	令和10年11月末日	令和11年11月末日
令和４年１０月１日から令和５年3月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和６年５月末日	令和７年５月末日	令和８年５月末日	令和９年５月末日	令和10年５月末日	令和11年５月末日	令和12年５月末日

区　分	利子補給金請求書の提出期限						
	初年度分	第２年度分	第３年度分	第４年度分	第５年度分	第６年度分	第７年度分
令和５年４月１日から令和５年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和６年11月末日	令和７年11月末日	令和８年11月末日	令和９年11月末日	令和10年11月末日	令和11年11月末日	令和12年11月末日
令和５年１０月１日から令和６年3月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和７年５月末日	令和８年５月末日	令和９年５月末日	令和10年５月末日	令和11年５月末日	令和12年５月末日	令和13年５月末日

区　分	利子補給金請求書の提出期限						
	初年度分	第２年度分	第３年度分	第４年度分	第５年度分	第６年度分	第７年度分
令和６年４月１日から令和６年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和７年11月末日	令和８年11月末日	令和９年11月末日	令和10年11月末日	令和11年11月末日	令和12年11月末日	令和13年11月末日
令和６年１０月１日から令和７年3月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和８年５月末日	令和９年５月末日	令和10年５月末日	令和11年５月末日	令和12年５月末日	令和13年５月末日	令和14年５月末日

区　分	利子補給金請求書の提出期限						
	初年度分	第２年度分	第３年度分	第４年度分	第５年度分	第６年度分	第７年度分

令和７年４月１日から令和７年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和８年11月末日	令和９年11月末日	令和10年11月末日	令和11年11月末日	令和12年11月末日	令和13年11月末日	令和14年11月末日
令和７年１０月１日から令和８年3月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和９年５月末日	令和10年５月末日	令和11年５月末日	令和12年５月末日	令和13年５月末日	令和14年５月末日	令和15年５月末日

区　分	利子補給金請求書の提出期限						
	初年度分	第２年度分	第３年度分	第４年度分	第５年度分	第６年度分	第７年度分
令和８年４月１日から令和８年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和９年11月末日	令和10年11月末日	令和11年11月末日	令和12年11月末日	令和13年11月末日	令和14年11月末日	令和15年11月末日
令和８年１０月１日から令和９年3月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和10年５月末日	令和11年５月末日	令和12年５月末日	令和13年５月末日	令和14年５月末日	令和15年５月末日	令和16年５月末日

第４　経営再開資金のうちクイック融資メニューの貸付け

１　融通対象者

法第２条第１項に規定する家畜伝染病のうち牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「クイック融資メニュー対象家畜伝染病」という。）の発生等に伴う法に基づく家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けたクイック融資メニュー対象家畜伝染病の畜種を飼養する経営者であって、防疫措置（法第１６条の規定に基づくと殺又は法第１７条の規定に基づく殺処分、法第２１条及び法第２３条に基づく死体及び汚染物品の焼却等並びに法第２５条の規定に基づく畜舎等の消毒をいう。）完了時点で当該防疫措置の発生事例について、実施要綱別添２の第３の６の（１）に定める農林水産省消費・安全局動物衛生課長（以下「動物衛生課長」という。）による要件該当性の確認を受けた者

２　資金の使途

７の（２）により都道府県知事の承認を受けた６の経営安定計画に定める畜産経営の安定を図るのに必要な経費

３　融通実施期間

融通実施期間は、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

４　融資機関

資金を融通できる融資機関は次の金融機関とする。

ア　農業協同組合

イ　農業協同組合組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第１項第２号及び第３号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

ウ　農業協同組合組合法（昭和２２年法律第１３２号）第１０条第１項第１０号の事業を行う農業協同組合連合会

エ　農林中央金庫

オ　銀行

カ　株式会社商工組合中央金庫

キ　信用金庫及び信用金庫連合会

ク　信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第９条の９第１項第１号及び第２号の事業を併せ行う協同組合連合会

５　貸付条件

（１）貸付限度額

貸付限度額は、次のア又はイに掲げる額のいずれか低い額を上限とし、７の（２）により都道府県知事の承認を受けた経営安定計画に定める借入計画額とする。

ア　手当金等交付見込額

別表１－２に定める単価に、法に基づく家畜の処分頭羽数を乗じて得た額とする。ただし、牛肺疫及び法第１７条で規定された農林水産省令で定める都道府県の区域以外の区域において発生した豚熱においては、別表１－３に定める単価に、法に基づく家畜の処分頭数を乗じて得た額とする。

イ　３億円（ただし、発生事例が複数ある場合には、３億円に発生事例数を乗じた額とする。）

（２）償還期限及び償還方法

償還期限は２年以内とし、償還方法は一括償還とする。ただし、クイック融資メニューによる借入を受けた者（以下「クイック融資メニュー借入者」という。）が手当金等（法第５８条第１項の規定に基づき交付する手当金及び法第５８条第２項の規定に基づき交付する特別手当金をいう。以下同じ。）の交付を受けた場合には、償還期限にかかわらず速やかに償還することとする。

（３）貸付利率

貸付利率は、無利子とする。

６　クイック融資メニューに係る経営安定計画の作成等

（１）クイック融資メニューの借入希望者は、実施要綱別添２の別紙様式第１－３号の畜産経営安定計画（以下「経営安定計画」という。）を作成し、融資機関に提出するものとする。

（２）融資機関は、（１）により経営安定計画が提出されたときは、借入計画額が貸付限度額を超えていないことなど、当該計画の内容を検討の上、クイック融資メニューによる融資が可能と判断した場合に、（１）の経営安定計画の提出を受けてから５業務日程度で融通対象者の所在する都道府県知事に提出するものとする。

7　経営安定計画の承認

（1）都道府県知事は、融資機関から６により経営安定計画が提出された場合には、次に掲げる事項等を審査するものとする。

ア　借入計画額が５の（１）に定める貸付限度額以内であること

イ　クイック融資メニュー対象家畜伝染病が発生し、防疫措置が実施された事実があること

ウ　イの発生について、借入希望者が実施要綱別添２の第３の６の（１）のアからウまでのいずれにも該当しないこと

（2）都道府県知事は、（1）の審査の結果、妥当と認められる場合は、（1）の経営安定計画の提出を受けてから３業務日程度で承認を行い、承認を行ったことを会長に報告するものとする。

8　貸付けの実施

（1）都道府県知事は、経営安定計画を承認した場合は、速やかに融資機関に通知するものとする。

（2）融資機関は、（1）の通知を受けた場合は、承認を受けた経営安定計画に係る借入希望者に対して速やかにクイック融資メニューを融通するものとする。

（3）融資機関は、クイック融資メニューの貸付けに際し、会長にクイック融資メニュー借入者、貸付額、貸付利率、償還予定日、利子補給金の予定額等を速やかに通知するものとする。

9　経営安定計画の承認の取消し

（1）都道府県知事は、次に掲げる場合には、７の（２）の都道府県知事の承認を受けた経営安定計画につき、承認を取り消すものとする。

ア　経営安定計画の履行が困難となったと認められる場合（正当な理由なく手当金等の交付申請に着手しないなど、クイック融資メニュー借入者に資金を償還する意思がないと都道府県知事が判断した場合を含む。）

イ　経営安定計画の承認取消しの申請があった場合

ウ　経営安定計画の承認後に不実記載が認められる場合

（2）都道府県知事は、（1）により承認を取り消した場合は、その旨を融資機関に速やかに通知するとともに、会長に報告するものとする。

第５　利子補給事業の運営

1　融資機関に対する利子補給等

（1）利子補給金の交付

中央畜産会は、クイック融資メニューを貸し付けた融資機関に対し、利子補給金を交付するものとする。

（2）利子補給率

利子補給率は、実施要綱別添２の第３の４の（６）のエに定める率とする。

（3）利子補給の期間

クイック融資メニューの利子補給期間は、貸付後２年以内とする。

（4）利子補給金の額

利子補給金の交付額は、融資機関のクイック融資メニューの貸付平均残高に

（２）に定める利子補給率を乗じて得た額に相当する額とする。

（５）中央畜産会は、第４の９により経営安定計画の承認が取消しとなった場合、又はクイック融資メニュー借入者が経営を中止した場合には、これ以降、融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給金の交付を行わないものとする。

（６）利子補給金の返還

中央畜産会が、融資機関に対し利子補給金を交付した後、その交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないと認められる場合は、次により措置するものとする。

ア　中央畜産会は、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部に別表４に定める利息相当額を加算して得た額（以下「返還金」という。）を別表５に定める期限内に中央畜産会に納付させる。

イ　中央畜産会は、アの期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、アの期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。

ウ　中央畜産会は、アの返還金及びイの延滞金を速やかに機構に納付するものとする。

２　事業実施の手続き

（１）利子補給契約の締結

クイック融資メニューの貸付けを行おうとする融資機関は、様式第１０号－１のクイック融資メニュー利子補給契約締結申込書に様式第１０号－２のクイック融資メニュー利子補給契約書を２部添えて中央畜産会に提出し、利子補給契約を締結するものとする。

（２）貸付実行報告書の提出

融資機関は、クイック融資メニューの貸付けについて、クイック融資メニューに適合する旨の都道府県知事の確認を受けた後、様式第１０号－３のクイック融資メニュー貸付実行報告書（以下「クイック融資メニュー貸付実行報告書」という。）を中央畜産会に貸付実行月の翌月末までに提出するものとする。

（３）利子補給額等の通知

中央畜産会は、クイック融資メニュー貸付実行報告書に基づいた様式第１０号－４のクイック融資メニュー償還計画額・利子補給額計算書（以下「クイック融資メニュー利子補給額等計算書」という。）により、都道府県及び信農連等並びに融資機関に通知するものとする。

（４）貸付実行状況等異動報告書の提出

融資機関は、クイック融資メニュー貸付実行報告書に異動が生じた場合には、様式第１０号－５のクイック融資メニュー貸付実行状況等異動報告書（以下「クイック融資メニュー異動報告書」という。）を、速やかに中央畜産会に提出するものとする。

なお、当該貸付案件が、基金協会の債務保証引受案件である場合には、当該異動報告内容を速やかに基金協会に通知するものとする。

（５）利子補給額等の異動修正額の通知

中央畜産会は、クイック融資メニュー異動報告書により利子補給額等を修正して、様式第１０号－６のクイック融資メニュー償還計画額・利子補給額異動修正計算書（以下「クイック融資メニュー異動修正計算書」という。）により、都道府県及び信農連等並びに融資機関に通知するものとする。

（６）計画の承認取消報告書の提出

都道府県知事は、経営安定計画の承認を取消した場合には、様式第１０号－７のクイック融資メニュー借入者承認取消報告書により直ちに、中央畜産会に通知するものとする。

（７）利子補給金の請求

ア　クイック融資メニュー利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、中央畜産会から送付されたクイック融資メニュー利子補給額等計算書又はクイック融資メニュー異動修正計算書に基づき様式第１０号－８のクイック融資メニュー利子補給金請求書（以下「クイック融資メニュー利子補給金請求書」という。）を作成し、様式第１０号－９のクイック融資メニュー利子補給金請求承認申請書により、都道府県知事の承認後、中央畜産会に対しクイック融資メニュー利子補給金請求書を提出するものとする。

イ　令和７年４月１日以降のクイック融資メニューの貸付けに係るクイック融資メニュー利子補給金請求書の提出期限は、次に定めるとおりとする

区　分	利子補給金請求書の提出期限	
	初年度分	第２年度分
令和７年４月１日から令和７年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和８年 11月末日	令和９年 11月末日
令和７年１０月１日から令和８年3月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和９年 ５月末日	令和10年 ５月末日

区　分	利子補給金請求書の提出期限	
	初年度分	第２年度分
令和８年４月１日から令和８年９月３０日までの間の貸付けに係るもの	令和９年 11月末日	令和10年 11月末日

令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までの間の貸付けに係るもの	令和10年 ５月末日	令和11年 ５月末日

第６　クイック融資メニュー保証交付金事業の運営

１　基金協会に対する保証交付金の交付等

（１）保証交付金の交付

中央畜産会は、クイック融資メニューによる資金の借入れに係る債務を保証する基金協会に対し、保証交付金を交付するものとする。

（２）債務保証の対象資金

融資機関が債務保証引受対象者に貸付けるクイック融資メニューによる資金

（３）保証料免除に係る補塡の条件

ア　補塡の対象となる保証料率の上限

補塡の対象となる保証料率の上限は、各基金協会が定める保証料率とする。

イ　保証料免除の期間

補塡の対象となる保証料免除の期間は、クイック融資メニューによる資金の償還期間とし、２年間を上限とする。

（４）保証交付金の交付額

保証交付金の交付額は、基金協会の債務保証残高に保証料率を乗じて得た額に相当する額とする。

２　事業実施の手続き

（１）クイック融資メニュー保証交付金事業に係る債務保証の保証料免除に伴い、保証交付金の交付を受けようとする基金協会は、あらかじめ様式第１４号のクイック融資メニュー保証交付金の交付に関する契約締結申込書に様式第１５号のクイック融資メニュー保証交付金の交付に関する契約書を２部添えて会長に提出し、交付契約を締結するものとする。

（２）基金協会は、クイック融資メニュー借入者に対し債務保証した場合には、様式第１６号のクイック融資メニュー債務保証引受状況報告書に関係書類を添付して、会長に提出するものとする。

（３）会長は、クイック融資メニュー債務保証引受状況報告書に基づき、様式第１７号のクイック融資メニュー保証交付金償還計画額・交付金額計算書を作成し、基金協会に通知するものとする。

（４）基金協会は、（２）により引き受けたクイック融資メニューについて繰上償還等により（３）のクイック融資メニュー債務保証引受状況報告書の内容に変更が生じた場合には、速やかに様式第１８号のクイック融資メニュー債務保証状況等異動報告書に関係書類を添付して、会長に提出するものとする。

（５）会長は、クイック融資メニュー債務保証状況等異動報告書に基づき、様式第

１９号のクイック融資メニュー保証交付金償還計画額・交付金額異動修正計算書を作成し、基金協会に通知するものとする。

（６）基金協会は、毎年度、様式第２０号のクイック融資メニュー保証交付金請求書を会長が定める期日までに提出するものとする。なお、当該年度内に第４の５の（２）の手当金等の交付を受けたことにより償還を行う場合又は、１の（３）のイの保証料免除の期間の終了を迎えた場合等については、上記に関わらず請求書を提出できるものとする。

（７）（６）により請求することができる保証交付金の額は、基金協会の債務保証残高に各基金協会が定める保証料率を乗じて算定した額を限度とする。

（８）中央畜産会は、（６）の請求があった場合には、当該基金協会に対し保証交付金を交付するものとする。

（９）基金協会は、債務保証引受対象者が次に掲げる事由に該当することを知った時は、様式第２１号のクイック融資メニュー保証料免除取消通知書により債務保証引受対象者、融資機関及び会長に通知するものとする。

ア　債務保証申込みに際して虚偽その他不実の記載を行ったとき

イ　１の（２）の債務保証の対象資金の要件を満たさなくなったとき

(10) 中央畜産会は、（９）の取消があった場合にあっては当該取消承認日から、保証交付金対象者の経営を中止した場合にあってはその翌日から、基金協会に対し保証交付金の全部又は一部の交付を行わないものとする。

また、既に交付した保証交付金の全額又は一部について、基金協会から返還させることができるものとする。

(11) 基金協会は、(10) により保証交付金の返還を命じられた場合には、様式第２２号のクイック融資メニュー保証交付金事業に係る返納書によりこれを返還するものとする。

(12) 基金協会は、交付を受けた保証交付金について、様式第２３号のクイック融資メニュー保証交付金事業実績報告書を交付を受けた翌年度の４月１０日までに会長に提出するものとする。

第７　事業の委託等

中央畜産会は、利子補給事業の一部を信農連等に対し、次により委託するものとする。

（１）信農連等への委託事業

利子補給事業の適正円滑化を図るための融資機関に対する指導及び連絡等に関する次の事業

ア　融資機関から提出された利子補給契約書を取りまとめること。

イ　貸付実行報告書及び異動報告書を取りまとめ、審査及び保管すること。

ウ　中央畜産会から送付された利子補給額等計算書及び異動修正計算書のうち融資機関に係るものを送付すること。

エ　利子補給金請求書を取りまとめ、審査及び保管すること。

オ　融資機関からの委任による利子補給金の請求及び中央畜産会から交付された利子補給金を融資機関に送金すること。

カ　中央畜産会から融資機関に通知される通知文を伝達すること。
キ　交付した利子補給金の返還に関する書類を審査すること。
ク　融資機関の貸付状況等を調査するとともに、経営中止等の事例を的確に把握し、誤って利子補給金の請求が行われないように指導すること。
ケ　その他中央畜産会が必要と認めて委託する事業を処理すること。

（２）融資機関は、（１）の事業を様式第１１号の委任状をもって信農連等に委任するものとする。

（３）信農連等は、（１）のイの貸付実行報告書については様式第１２号の貸付実行報告書（委託機関用）、また、第３の２の（７）及び第５の２の（７）の経営資金及びクイック融資メニュー利子補給金請求書については様式第１３号の利子補給金請求書（委託機関用）を添えて、中央畜産会に提出するものとする。

第８　その他

１　提出書類の報告

融資機関が中央畜産会に提出する書類（信農連等が融資機関の委任を受けて提出する書類を含む。）は、同時に都道府県に報告するものとする。

２　利子補給事業等の推進

中央畜産会は、利子補給事務及び保証交付金の交付事務の適正円滑な推進を図るため融資機関及び基金協会に対して必要な調査等を行うことができるものとする。

３　融資機関、基金協会及び信農連等は、この事業に係る経理状況を明らかにするとともに、帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保管期間は、融資機関に対する利子補給金の交付がすべて完了した最終年度又はクイック融資メニュー保証交付金に係る保証債務の償還が終了した年度の翌年度から起算し、５年間とする。

４　融資機関及び基金協会は、都道府県、信農連等及び中央畜産会が本事業の状況に関して報告を求めた場合、又は都道府県、信農連等及び中央畜産会の職員が、この事業に係る帳簿及び関係証拠書類を調査する場合には協力するものとする。

第９　ランピースキン病の国内初発生に係る時限的特例措置

（１）国内初発生により、ランピースキン病は広範囲にわたって畜産経営に重大な支障を与えるおそれのあることを踏まえ、第２の１の（１）本文中及び同（１）のｃ中「対象家畜伝染病」並びに同（１）のｃ中「家畜伝染病」の後にそれぞれ「又はランピースキン病」を加え、別表２の牛の区分中「又はＴＳＥ」とあるのは、「、ＴＳＥ又はランピースキン病」として、この実施要領の規定を適用する。

（２）（１）のランピースキン病に係る適用対象の融通実施期間は、別表１及び別表２の規定にかかわらず、ランピースキン病の国内初発生日に当たる令和６年１１月６日から３年間とする。

（３）（１）のランピースキン病に係る利子補給金請求書の提出期限は、第３の２の（７）のオの次に次のように加える。

カ　令和９年４月１日以降の経営継続資金及び経営維持資金の貸付けに係る経営資金利子補給請求書の提出期限は、次に定めるとおりとする。

区　分	利子補給金請求書の提出期限						
	初年度分	第２年度分	第３年度分	第４年度分	第５年度分	第６年度分	第７年度分
令和9年4月1日から令和9年9月30日までの間の貸付けに係るもの	令和10年11月末日	令和11年11月末日	令和12年11月末日	令和13年11月末日	令和14年11月末日	令和15年11月末日	令和16年11月末日
令和9年10月1日から令和9年11月5日までの間の貸付けに係るもの	令和11年５月末日	令和12年５月末日	令和13年５月末日	令和14年５月末日	令和15年５月末日	令和16年５月末日	令和17年５月末日

附　則

この実施要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２５年２月２６日より適用するものとする。

附　則　（平成２５年５月８日２５農畜機第５５３号承認）

１　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２５年４月１日から適用するものとする。

２　この実施要領の施行により、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成２３年６月３日２３農畜機第１０９２号承認。以下「旧実施要領」）は廃止する。

３　前項の規定による廃止前の旧実施要領による補助については、本実施要領による補助とみなす。

４　第２項の規定による廃止前の旧実施要領に規定される事業の実績報告、帳簿の整理　保管等については、なお従前の例による。

附　則　（平成２６年６月４日２６農畜機第１０６９号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２６年４月１日から適用するものとする。

附　則　（平成２７年１月８日２６農畜機第４２６５号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２６年１２月１９日から適用するものとする。

附　則　（平成２７年４月３０日２７農畜機第３３６号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２７年４月１日から適用するものとする。

附　則　（平成２８年４月１３日２８農畜機第２１２号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２８年４月１日から適用するものとする。

附　則　（平成２９年４月１３日２９農畜機第２７２号承認）
１　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２９年４月１日から施行するものとする。
２　平成２８年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則　（平成３０年４月１７日３０農畜機第３４５号承認）
この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成３０年４月１日から適用するものとする。

附　則　（平成３１年２月２８日３０農畜機第６８６１号承認）
この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成３１年２月２６日から適用するものとする。

附　則　（平成３１年４月１０日３１農畜機第２６２号承認）
１　この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成３１年４月１日から適用するものとする。
２　平成３０年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則　（令和２年１月１５日元農畜機第６０４６号承認）
この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、施行日から適用するものとする。

附　則　（令和２年４月１４日２農畜機第２６４号承認）
この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和２年４月１日から適用するものとする。

附　則　（令和２年１２月１０日２農畜機第４９４０号承認）
この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和２年１２月１０日から適用するものとする。

附　則　（令和４年２月２５日３農畜機第６１２６号承認）
この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和４年２月１４日から適用するものとする。

附　則　（令和４年４月１１日４農畜機第２７２号承認）
この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和４年４月１日から適用するものとする。

附　則　（令和７年３月２６日６農畜機第８４８２号承認）
この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和７年３月７日から適用するものとする。

附　則　（令和７年５月１２日７農畜機第１１８９号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和７年４月１日から適用するものとする。

附　則　（令和８年５月２６日８農畜機第１４１７号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和８年５月１９日から適用するものとする。

附　則　（令和８年１１月１６日８農畜機第５２０５号承認）

この実施要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、令和８年１１月６日から適用するものとする。

別表１－１

対象家畜伝染病	伝達性海綿状脳症（以下「ＴＳＥ」という。）	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	豚熱及びアフリカ豚熱	牛疫、牛肺疫及び口蹄疫
融通実施期間	令和４年４月１日から 令和９年３月３１日まで			

別表１－２

畜種	単価（円／１頭羽）
肉用牛	５５２,５３２
乳用牛	２９６,８２２
繁殖豚（雄）	１０４,９１９
繁殖豚（雌）	７１,９３６
肥育豚	２１,０３９
育成豚（概ね29～60日齢まで）	７，１１２
哺乳豚（概ね28日齢まで）	２,６８０
採卵鶏	８３９
採卵鶏雛（概ね120日齢まで）	４１５
採卵種鶏	２,２１７
肉用鶏	３７４
肉用種鶏	１,８１７
うずら	１８６
あひる	２,７６７
あひる雛（概ね210日齢まで）	２５２
だちょう（エミューを含む。）	１８０,７８８
きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	２,７６７

別表１－３

畜種	単価（円／１頭）
肉用牛	４４２,０２５
乳用牛	２３７,４５７
繁殖豚（雄）	８３,９３５
繁殖豚（雌）	５７,５４９
肥育豚	１６,８３１
育成豚（概ね29～60日齢まで）	５，６９０
哺乳豚（概ね28日齢まで）	２,１４４

別表２

区分	家きん	豚	牛	めん羊及び山羊
融通対象者	国内における高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん肉又は家きん卵の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす者 １　経営維持計画作成時における直近１か月間（肉用鶏にあっては直近）の販売に係る１ｋｇ当たり換算額（以下「１ｋｇ当たり平均販売単価」という。）が、原則として、前年から過去５年間の同月（肉用鶏にあっては同時期）の１ｋｇ当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。 （ただし、種鶏	国内における牛疫、口蹄疫、豚熱又はアフリカ豚熱の発生に伴う豚肉の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす者 １　経営維持計画作成時における直近１か月間（直近１か月間に出荷がなかった場合は直近）の販売に係る１頭当たり換算額（以下「１頭当たり平均販売単価」という。）が、原則として、前年から過去５年間の同月（直近１か月間に出荷がなかった場合は同時期）の１頭当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。	国内における牛疫、牛肺疫、口蹄疫又はＴＳＥの発生に伴う乳製品又は牛肉の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす者 １　経営維持計画作成時における直近１か月間（直近１か月間に出荷がなかった場合は直近）の販売に係る１頭当たり平均販売単価が、原則として、前年から過去５年間の同月（直近１か月間に出荷がなかった場合は同時期）の１頭当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。 ２　本疾病の発生月から直近１か月までの１頭当	国内における牛疫、口蹄疫又はＴＳＥの発生に伴うめん羊の乳製品若しくは肉又は山羊の乳製品若しくは肉の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、理事長が適当と認める者

	業者、孵卵業者及び育雛業者においては、１ｋｇ当たり平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。） ２　本疾病の発生月から直近１か月までの１ｋｇ当たり平均販売単価が、原則として、前年から過去５年間の同期の１ｋｇ当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。 （ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、１ｋｇ当たり平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。）	２　本疾病の発生月から直近１か月までの１頭当たり平均販売単価が、原則として、前年から過去５年間の同期の１頭当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。	たり平均販売単価が、原則として、前年から過去５年間の同期の１頭当たり平均販売単価の平均と比較して、おおむね２割以上低下していること。	
融通実施期間	令和４年４月１日から 令和９年３月３１日まで			

別表３

その他家畜	額
水牛	13 万円

別表４

利息相当額
利息相当額は、次に掲げる式により算出するものとする。 利息相当額＝ａ×7.5%×　$\frac{b}{365}$ ａ：適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部 ｂ：利子補給金が融資機関に交付された日から第３の１の（６）のアの返還金が中央畜産会に納付されるまでの日数

別表５

納付期限
納付期限は、交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないとして中央畜産会が融資機関に返還金の納付を文書をもって通知した日から起算して４０日目とする。

様式第１号

中畜整理番号　　―

経 営 資 金 利 子 補 給 契 約 締 結 申 込 書

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

公益社団法人　中 央 畜 産 会
　会長　　殿
（　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）
（　　農林中央金庫○○支店支店長　殿）
(独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長)

所　在　地
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名　　印
電　　話 市外局番　局番　番号　内線
　　－（　　）－　　（　　）

このたび、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（以下「実施要領」という。）を承諾し、経営資金の貸付けを行いたいので、実施要領第３の２の（１）の規定に　　基づき、別添の「経営資金利子補給契約書」により、利子補給契約を締結いたしたく申し込みます。

様式第２号

中畜整理番号　　―

経　営　資　金　利　子　補　給　契　約　書

公益社団法人中央畜産会会長　　（以下「甲」という。）は、実施要領を承諾した
（以下「乙」という。）が　　知事又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認を受けて、経営資金を融資した場合に、当該貸付額について利子補給金を交付することについて乙と契約する。

令和　　年　　月　　日

甲　　所　在　地
　　名　　称　　公益社団法人　中　央　畜　産　会
　　代表者氏名　　会長　　印

乙　　所　在　地
　　名　　称
　　代表者氏名　　印

（注）乙は、本契約書２部を作成し、記名押印のうえ甲に提出するものとする。

様式第３号

経　営　資　金　貸　付　実　行　報　告　書

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

公益社団法人　中　央　畜　産　会
会長　　殿
（　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）
（　　農林中央金庫〇〇支店支店長　殿）
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

所　　在　　地
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名　　印

実施要領第３の２の（２）の規定に基づき、経営資金の貸付状況を下記のとおり報告します。

記

１　貸付実行額（貸付対象者別貸付実行表は別表のとおり）

区分	県知事又は理事長の貸付承認額（千円）	貸付実行日（年月日）	貸付実行額（千円）	利子補給予定額（円）	１回目償還日（年月日）	２回目償還日（年月日）	３回目償還日（年月日）	４回目償還日（年月日）	５回目償還日（年月日）	６回目償還日（年月日）	７回目償還日（年月日）	据置期間（年）	貸付対象者数（人）
資金													

２　貸付実行金利

区　分	貸付対象者負担金利（%）	中央畜産会利子補給率（%）	生産者団体等利子補給率（%）	金利合計（%）
資金				

金利合計は、金融機関の貸付利率を記入する。

様式第３号の別表

貸 付 対 象 者 別 貸 付 実 行 表

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

融資機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　資金）

畜種別	貸付対象者名	貸付対象頭羽数 （頭･百羽）	県知事又は理事長の貸付承認額 （千円）	貸付実行額 （千円）	貸付実行日 年 月 日	１回目償還日 年 月 日	２回目償還日 年 月 日	３回目償還日 年 月 日	４回目償還日 年 月 日	５回目償還日 年 月 日	６回目償還日 年 月 日	７回目償還日 年 月 日	据置期間 （年）	末端貸付利率 （%）	利子補給率 （%）
合 計															

（注）１．畜種別（乳用牛・肥育用牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・採卵鶏・その他（　　））に小計を設けること。

２．「１回目償還日」は、据置期間を設ける場合には据置後の最初の償還日を記入すること。

３．「償還日」は、最終償還日を記入すること。

様式第４号

経営資金償還計画額・利子補給額計算書

番　号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

畜産主務部長　殿
信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿
農林中央金庫〇〇支店支店長　殿
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

公益社団法人　中央畜産会
会長　　印

実施要領第３の２の（３）の規定に基づき、別表計算書のとおり通知します。
なお、融資機関分を同封しますので、貴会より送付願います。

（別表計算書の内容）

様式第４号の別表１

融　資　機　関　別　償　還　計　画　額

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

（　　年度貸付にかかるもの）

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　資金）　　（単位：千円）

融資機関名	貸付対象者数	貸付実行額	償還計画額							期末貸付残高						
			年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
計																

様式第４号の別表２

融 資 機 関 別 利 子 補 給 額 計 算 書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　資金）　　（単位：円）

融 資 機 関 名	利子補給額	備　　考

様式第４号の別表３

貸付対象者別償還計画額・利子補給額計算書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
融資機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

償　還　計　画

（　　資金）　　（　　年度貸付に係るもの）　　（単位：千円）

貸付対象者名	貸付実行日（年月日）	貸付実行額	異動修正額	修正貸付残高	償還日（年月日）	年度		年度		年度		年度		年度		年度		年度	
						期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額
計																			

利　子　補　給　額　計　算　書

（単位：円）

区　　分		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
交付額	利子補給金請求書の提出期限が１１月末日のもの							
	利子補給金請求書の提出期限が５月末日のもの							

（注）年度は、利子補給計算期間である。

様式第５号〔提出部数３部（県、信農連等、中畜用）別表も同じ〕

経 営 資 金 貸 付 実 行 状 況 等 異 動 報 告 書

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

公益社団法人　中　央　畜　産　会
　会長　　殿
（　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）
（　　農林中央金庫〇〇支店支店長　殿）
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

所　　在　　地
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名　　印

実施要領第３の２の（４）の規定に基づき、別表のとおり報告します。

様式第５号の別表

経 営 資 金 貸 付 実 行 状 況 異 動 表

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
融資機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（　　資金）

貸付対象者名	貸付実行日 (年月日)	貸付実行額 (千円)	異　動　修　正				異 動 の 理 由
			発生年月日 (年月日)	繰上償還額 (千円)	経営中止 (千円)	そ の 他 (千円)	

様式第６号

経　営　資　金　償　還　計　画　額　・
利　子　補　給　額　異　動　修　正　計　算　書

番　　号
年　　月　　日

畜産主務部長　殿
信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿
農林中央金庫○○支店支店長　殿
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

公益社団法人　中　央　畜　産　会
会長　　印

実施要領第３の２の（５）の規定に基づき、別表計算書のとおり通知します。
なお、融資機関分を同封しますので、貴会より送付願います。

（別表計算書の内容）

様式第６号の別表１

融　資　機　関　別　償　還　計　画　額

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

（　　年度貸付に係るもの）

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　資金）

（単位：千円）

融資機関名	貸付対象者数	貸付実行額	異動修正額	修正貸付残高	償還計画額							期末貸付残高						
					年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
計																		

様式第６号の別表２

融 資 機 関 別 利 子 補 給 額 修 正 計 算 書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　資　金　）

（単位：円）

融 資 機 関 名	利子補給額	備　　考

様式第６号の別表３

貸付対象者別償還計画額・利子補給額異動修正計算書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

融資機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

償　　還　　計　　画

（　　資金）　　（　　年度貸付に係るもの）　　（単位：千円）

貸付対象者名	貸付実行日（年月日）	貸付実行額	異動修正額	修正貸付残高	償還日（年月日）	年度		年度		年度		年度		年度		年度		年度	
						期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額
計																			

利　子　補　給　額　計　算　書

（単位：円）

区　　分		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
交　付　額	利子補給金請求書の提出期限が１１月末日のもの							
	利子補給金請求書の提出期限が５月末日のもの							

（注）年度は、利子補給計算期間である。

様式第７号

経 営 資 金 借 入 者 承 認 取 消 報 告 書

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

公益社団法人　中央畜産会会長　殿

代表者氏名　　印

実施要領第３の２の（６）の規定に基づき、下記のとおり経営維持計画の承認の取消しを行ったので通知します。

記

借　入　者 氏　　名	貸付実行日 （年月日）	貸付実行額 （千円）	取消認定日 （年月日）	承認取消 理　　由	備　考
				1 2 3	

（注）承認取消理由は、次の該当する項目から選び、数字を○で囲むこと。
　１　経営維持計画の履行が困難
　２　承認取消しの申請
　３　計画書の不実記載

様式第８号

経 営 資 金 利 子 補 給 金 請 求 書

（　　年度分）

請求書の提出期限
（１１月　末　日　分
　５月　末　日　分）
（該当のものに○印のこと）

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

公益社団法人　中　央　畜　産　会
会長　　殿
（　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）
（　　農林中央金庫○○支店支店長　殿）
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

所　在　地
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名　　印

実施要領第３の２の（７）の規定に基づき、利子補給金を下記のとおり請求します。

記

１．利子補給金請求額　　円

（　　資金）（内訳）

区　分	利 子 補 給 額
乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　）	円

２．利子補給金の振込先金融機関名等
金 融 機 関 名
預 金 種 目
預金口座番号
預金口座名義

様式第９号〔提出部数２部（県、信農連等用)〕

経 営 資 金 利 子 補 給 金 請 求 承 認 申 請 書

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

知　事　殿

所　　在　　地
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名　　印

経営資金利子補給金の請求をしたいので、実施要領第３の２の（７）の規定に基づき、その請求額を承認願いたく、別添の経営資金利子補給金請求書を添えて申請します。

添付書類
　経営資金利子補給金請求書（　　資金）

様式第１０号－１

中畜整理番号　　―

クイック融資メニュー利子補給契約締結申込書

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

公益社団法人　中央畜産会
　会長　　殿
（　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）
（　　農林中央金庫○○支店支店長　殿）
(独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長)

所　在　地
融資機関名
代表者氏名　　印
電　話　市外局番　局番　番号　内線
　　－（　　）－　　（　　）

このたび、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（以下「実施要領」という。）を承諾し、クイック融資メニューの貸付けを行いたいので、実施要領第５の２の（１）の規定に基づき、別添の「クイック融資メニュー利子補給契約書」により、利子補給契約を締結いたしたく申し込みます。

様式第１０号－２

中畜整理番号　　―

クイック融資メニュー利子補給契約書

公益社団法人中央畜産会会長　　（以下「甲」という。）は、実施要領を承諾した　　（以下「乙」という。）が　　知事の承認を受けて、クイック融資メニューを融資した場合に、当該貸付額について利子補給金を交付することについて乙と契約する。

令和　　年　　月　　日

甲　　所　在　地
　　名　　称　　公益社団法人　中　央　畜　産　会
　　代表者氏名　　会長　　印

乙　　所　在　地
　　名　　称
　　代表者氏名　　印

（注）乙は、本契約書２部を作成し、記名押印のうえ甲に提出するものとする。

様式第１０号－３

クイック融資メニュー貸付実行報告書

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

公益社団法人　中　央　畜　産　会
会長　　殿
（　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）
（　　農林中央金庫〇〇支店支店長　殿）
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

所　　在　　地
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名　　印

実施要領第５の２の（２）の規定に基づき、クイック融資メニューの貸付状況を下記のとおり報告します。

記

１　貸付実行額（貸付対象者別貸付実行表は別表のとおり）

区分	県知事の貸付承認額（千円）	貸付実行日（年月日）	貸付実行額（千円）	利子補給予定額（円）	償還日（年月日）	貸付対象者数（人）
クイック融資メニュー						

２　貸付実行金利

区　分	貸付対象者負担金利（％）	中央畜産会利子補給率（％）	金利合計（％）
クイック融資メニュー			

金利合計は、金融機関の貸付利率を記入する。

様式第１０号－３の別表

貸 付 対 象 者 別 貸 付 実 行 表

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
融資機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（クイック融資メニュー）

畜種別	貸付対象者名	貸付対象頭羽数（頭･百羽）	県知事の貸付承認額（千円）	貸付実行額（千円）	貸付実行日（年月日）	償還日（年月日）	末端貸付利率（%）	利子補給率（%）
合 計								

（注）１．畜種別（乳用牛・肥育用牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・採卵鶏・その他（　　））に小計を設けること。
２．「償還日」は、最終償還日を記入すること。

様式第１０号－４

クイック融資メニュー償還計画額・利子補給額計算書

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

畜産主務部長　殿
信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿
農林中央金庫○○支店支店長　殿
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

公益社団法人　中 央 畜 産 会
会長　　印

実施要領第５の２の（３）の規定に基づき、別表計算書のとおり通知します。
なお、融資機関分を同封しますので、貴会より送付願います。

（別表計算書の内容）

様式第１０号－４の別表１

融　資　機　関　別　償　還　計　画　額

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

（　　年度貸付にかかるもの）

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（クイック融資メニュー）　　（単位：千円）

融資機関名	貸付対象者数	貸付実行額	償還計画額			期末貸付残高		
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
計								

様式第１０号－４の別表２

融 資 機 関 別 利 子 補 給 額 計 算 書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿

（クイック融資メニュー）　　（単位：円）

融 資 機 関 名	利子補給額	備　　考

様式第１０号－４の別表３

貸付対象者別償還計画額・利子補給額計算書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿
融資機関名＿＿＿＿＿＿＿＿

償　還　計　画

（クイック融資メニュー）　　（　　年度貸付に係るもの）　　（単位：千円）

貸付対象者名	貸付実行日（年月日）	貸付実行額	異動修正額	修正貸付残高	償還日（年月日）	年度		年度		年度	
						期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額
計											

利　子　補　給　額　計　算　書

（単位：円）

区分		年度	年度	年度
交付額	利子補給金請求書の提出期限が１１月末日のもの			
	利子補給金請求書の提出期限が５月末日のもの			

（注）年度は、利子補給計算期間である。

様式第１０号－５〔提出部数３部（県、信農連等、中畜用）別表も同じ〕

クイック融資メニュー貸付実行状況等異動報告書

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

公益社団法人　中　央　畜　産　会
　会長　　殿
（　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）
（　　農林中央金庫〇〇支店支店長　殿）
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

所　　在　　地
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名　　印

実施要領第５の２の（４）の規定に基づき、別表のとおり報告します。

様式第１０号－５の別表

クイック融資メニュー貸付実行状況異動表

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
融資機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（クイック融資メニュー）

貸付対象者名	貸付実行日 (年月日)	貸付実行額 (千円)	異　動　修　正				異　動　の　理　由
			発生年月日 (年月日)	繰上償還額 (千円)	経営中止 (千円)	そ の 他 (千円)	

様式第１０号－６

クイック融資メニュー償還計画額・利子補給額異動修正計算書

番　　号
年　　月　　日

畜産主務部長　殿
信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿
農林中央金庫○○支店支店長　殿
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

公益社団法人　中央畜産会
会長　　印

実施要領第５の２の（５）の規定に基づき、別表計算書のとおり通知します。
なお、融資機関分を同封しますので、貴会より送付願います。

（別表計算書の内容）

様式第１０号－６の別表１

融　資　機　関　別　償　還　計　画　額

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

（　　年度貸付に係るもの）

都道府県名

（クイック融資メニュー）

（単位：千円）

融資機関名	貸付対象者数	貸付実行額	異動修正額	修正貸付残高	償還計画額			期末貸付残高		
					年度	年度	年度	年度	年度	年度
計										

様式第１０号－６の別表２

融 資 機 関 別 利 子 補 給 額 修 正 計 算 書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿

（クイック融資メニュー）　　（単位：円）

融 資 機 関 名	利子補給額	備　　考

様式第１０号－６の別表３

貸付対象者別償還計画額・利子補給額異動修正計算書

（乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　））

都道府県名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
融資機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

償　　還　　計　　画

（クイック融資メニュー）　　（　　年度貸付に係るもの）　　（単位：千円）

貸付対象者名	貸付実行日（年月日）	貸付実行額	異動修正額	修正貸付残高	償還日（年月日）	年度		年度		年度	
						期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額
計											

利　子　補　給　額　計　算　書

（単位：円）

区　　分		年度	年度	年度
交　付　額	利子補給金請求書の提出期限が１１月末日のもの			
	利子補給金請求書の提出期限が５月末日のもの			

（注）年度は、利子補給計算期間である。

様式第１０号－７

クイック融資メニュー借入者承認取消報告書

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和　　年　　月　　日

公益社団法人　中央畜産会会長　殿

代表者氏名　　印

実施要領第５の２の（６）の規定に基づき、下記のとおり経営安定計画の承認の取消しを行ったので通知します。

記

借　入　者 氏　　名	貸付実行日 （年月日）	貸付実行額 （千円）	取消認定日 （年月日）	承認取消 理　　由	備　考
				1 2 3	

（注）承認取消理由は、次の該当する項目から選び、数字を○で囲むこと。
１　経営安定計画の履行が困難
２　承認取消しの申請
３　計画書の不実記載

様式第１０号－８

クイック融資メニュー利子補給金請求書
（　　年度分）

請求書の提出期限
（１１月　末　日　分
　５月　末　日　分）
（該当のものに○印のこと）

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

公益社団法人　中　央　畜　産　会
　会長　　殿
（　　信用農業協同組合連合会代表理事理事長　殿）
（　　農林中央金庫○○支店支店長　殿）
（独立行政法人農畜産業振興機構理事長が適当と認めた団体にあっては当該団体の長）

所　在　地
融資機関名
代表者氏名　　印

実施要領第５の２の（７）の規定に基づき、利子補給金を下記のとおり請求します。

記

１．利子補給金請求額　　円

（クイック融資メニュー）（内訳）

区　分	利子補給額
乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　）	円

２．利子補給金の振込先金融機関名等
　金融機関名
　預金種目
　預金口座番号
　預金口座名義

様式第１０号－９〔提出部数２部（県、信農連等用)〕

クイック融資メニュー利子補給金請求承認申請書

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

知　事　殿

所　　在　　地
融 資 機 関 名
代 表 者 氏 名　　印

クイック融資メニュー利子補給金の請求をしたいので、実施要領第５の２の（７）の規定に基づき、その請求額を承認願いたく、別添のクイック融資メニュー利子補給金請求書を添えて申請します。

添付書類
　クイック融資メニュー利子補給金請求書

様式第１１号

委　　任　　状

当　　は、貴　　に実施要領第７の（２）に基づき、次のことを委任いたします。

記

実施要領第７の（１）に関すること。

年　　月　　日

住　　所

名　　称

代表者氏名　　印

様式第１２号〔提出部数２部（県、信農連等用)〕

貸 付 実 行 報 告 書 （ 委 託 機 関 用 ）
(経営資金及びクイック融資メニュー)

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

公益社団法人　中　央　畜　産　会
会長　　殿

所　　在　　地
委 託 機 関 名
代 表 者 氏 名　　印
電　　話　市外局番　局番　番号　内線
－(　　)－　　(　　)
担 当 者 所 属　　氏名

別添のとおり、融資機関　　機関より　（資金名）　貸付実行報告書の提出がありましたが、その内容が適正と認められるので、実施要領第７の（３）の規定に基づき、送付します。

添付書類
各融資機関からの様式第３号経営資金貸付実行報告書及び別紙様式第１０号－３クイック融資メニュー貸付実行報告書（各別表を含む。）

様式第１２号の別表１

（経営資金のうち　　資金）　　貸付実行一覧表

融資機関	貸付実行日（年月日）	貸付対象者（人）	乳用牛（人）	肥育用牛（人）	繁殖雌牛（人）	肥育豚（人）	繁殖豚（人）	繁殖用めん羊（人）	繁殖用山羊（人）	鶏（人）	ブロイラー（人）	採卵鶏（人）	その他（人）	貸付実行額	乳用牛（千円）	肥育用牛（千円）	繁殖雌牛（千円）	肥育豚（千円）	繁殖豚（千円）	繁殖用めん羊（千円）	繁殖用山羊（千円）	鶏（千円）	ブロイラー（千円）	採卵鶏（千円）	その他（千円）

様式第１２号の別表２

（クイック融資メニュー）

貸付実行一覧表

融資機関	貸付実行日（年月日）	貸付対象者（人）	乳用牛（人）	肥育用牛（人）	繁殖雌牛（人）	肥育豚（人）	繁殖豚（人）	繁殖用めん羊（人）	繁殖用山羊（人）	鶏（人）	ブロイラー（人）	採卵鶏（人）	その他（人）	貸付実行額	乳用牛（千円）	肥育用牛（千円）	繁殖雌牛（千円）	肥育豚（千円）	繁殖豚（千円）	繁殖用めん羊（千円）	繁殖用山羊（千円）	鶏（千円）	ブロイラー（千円）	採卵鶏（千円）	その他（千円）

様式第１３号〔提出部数２部（県、信農連等用）別表も同じ〕

利 子 補 給 金 請 求 書 （ 委 託 機 関 用 ）
(経営資金及びクイック融資メニュー)

(　　年度分)

請求書の提出期限
（１１月　末　日　分
　５月　末　日　分）
(該当のものに○印のこと)

番　号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
年月日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

公益社団法人　中　央　畜　産　会
会長　　殿

所　　在　　地
委 託 機 関 名
代 表 者 氏 名　　印
電　　話 市外局番　局番　番号　内線
－(　　)－　　(　　)
担 当 者 所 属　　氏名

別添のとおり、融資機関　　機関より　(資金名)　利子補給金請求書の提出がありましたが、実施要領第７の（１）の規定に基づき、その内容を審査した結果適正と認められるので、同要領第７の（３）の規定に基づき、利子補給金を下記のとおり請求します。

記

１．利子補給金請求額　　円

（１）経営資金（うち　　資金）（内訳）

区　　分	融資機関数	利子補給額
乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　　）		円

（２）クイック融資メニュー（内訳）

区　　分	融資機関数	利子補給額
乳用牛・肥育牛・繁殖用雌牛・肥育豚・繁殖豚・ブロイラー・採卵鶏・繁殖用めん羊・繁殖用山羊・その他（　　）		円

２．利子補給金の振込先金融機関名等

金 融 機 関 名
預　金　種　目
預 金 口 座 番 号
預 金 口 座 名 義

３．添付書類

融資機関からの様式第８号経営資金利子補給金請求書及び様式第１０号－８クイック融資メニュー利子補給金請求書

様式第１４号〔提出部数１部（中畜用）〕

クイック融資メニュー保証交付金の交付に関する契約締結申込書

番　号
年月日

公益社団法人　中央畜産会会長　殿

所　在　地
基金協会名
代表者氏名　　印
（電　　話（内線）
担当者所属　　氏名）

このたび、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２）を承諾し、クイック融資メニュー保証交付金事業を行いたいので、同事業実施要領第６の２の（１）の規定に基づき、別添の「クイック融資メニュー保証交付金の交付に関する契約書」により、クイック融資メニュー保証交付金の交付契約を締結いたしたく申し込みます。

様式第１５号〔提出部数２部（中畜用）〕

クイック融資メニュー保証交付金の交付に関する契約書

公益社団法人中央畜産会会長○○○○（以下「甲」という。）は、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２。以下「事業実施要領」という。）を承諾した○○○農業信用基金協会会長理事（理事長）○○○○（以下「乙」という。）が、事業実施要領に基づきクイック融資メニューを融資した融資機関との債務保証契約に基づき、当該クイック融資メニューの借入に係る被保証者の負担する保証料を免除した場合において、事業実施要領第６に規定するクイック融資メニュー保証交付金（以下「保証交付金」）を交付することについて次の条項を契約する。

第１条　甲の乙に対する保証交付金の交付対象額は、事業実施要領第６の１の（１）に規定するところにより、クイック融資メニューによる資金の借入れに係る債務を保証するため、被保証者の負担する保証料に相当する額とする。

第２条　甲の乙に対する保証交付金の交付額は、事業実施要領第６の２の（７）に規定するところにより、債務保証残高に乙が定める保証料率を乗じて得た額（円未満を切り捨てた額とする。）を限度とする。

第３条　この契約に疑義が生じたとき、又は契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　所　在　地
　　名　　称　　公益社団法人　中　央　畜　産　会
　　代表者氏名　　会長　　印

乙　　所　在　地
　　名　　称　　○○○農業信用基金協会
　　代表者氏名　　会長理事（理事長）　　印

（注）乙は、本契約書を２部作成し、記名押印のうえ甲に提出するものとする。

様式第１６号〔提出部数１部（中畜用）〕

クイック融資メニュー債務保証引受状況報告書

（令和　　年度債務保証引受分）

番　号
年月日

公益社団法人　中央畜産会会長　殿

所　在　地
基金協会名
代表者氏名　　印

家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２）第６の２の（２）の規定に基づき、別添のとおり、クイック融資メニュー債務保証引受状況を報告します。

様式第１６号別添

クイック融資メニュー債務保証引受状況報告書

融資機関名＿＿＿＿＿＿＿＿

（クイック融資メニュー）

融資機関コード	融資機関名	保証料免除者コード	保証料免除者名	引受番号	経営の種類コード	債務保証引受年月日（年月日）	最終債務保証年月日（年月日）	債務保証引受額（円）	保証料率（%）	備　考
小 計										
合 計										

（注）１．融資機関コードは、都道府県が定め中央畜産会に登録済みのコードを記入すること。

２．保証料免除者コードは、最大 10 桁とし、畜特資金システムにおいて、貸付対象者コードを有しているものはそのコードとする。なお、次回の借入についても、同一コードを使用すること。

３．保証料免除者名は．漢字等で 16 文字以内に記入すること。

４．保証料率ごとに別々に記載すること。

５．債務保証引受年月日とは、貸付実行日と同日である。

６．最終債務保証年月日とは、最終償還日と同日である。

７．本表が２枚以上になるときは、各表ごとにキーコード部を必ず記入するとともに、小計をいれ最後の表に合計をいれること。

様式第１７号

クイック融資メニュー保証交付金償還計画額・交付金額計算書
（令和　　年度債務保証引受分）

番　号
年月日

○○○農業信用基金協会会長理事　殿

公益社団法人　中央畜産会
会　長

家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２）第６の２の（３）の規定に基づき、別添計算書のとおり通知します。

様式第１７号の別添

保証料免除者別償還計画額・交付金額計算書

（令和　年度債務保証引受分）

基金協会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

融資機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（クイック融資メニュー）　　（単位：円）

保証料免除者 コード 氏　名	引受番号	経営の種類	債務保証引受額	債務保証引受年月日	最終債務保証年月日	償還計画額						交付金額			
						年度		年度		年度		年度	年度	年度	合計
						期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額				
計															

※　交付金算定期間は４月１日から翌年の３月 31 日までとし、交付金の交付は算定期間の翌年度とする。
（交付金算定期間の途中で保証期間が終了した場合には、終了から３か月後（請求は２か月後）に交付することができるものとする。）

様式第１８号〔提出部数１部（中畜用）〕

クイック融資メニュー債務保証状況等異動報告書
（令和　　年度債務保証引受分）

番　号
年月日

公益社団法人　中央畜産会
会　長　　殿

所　在　地
基金協会名
代表者氏名

家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２）第６の２の（４）の規定に基づき、別添のとおり報告します。

様式第１８号別添

クイック融資メニュー債務保証状況異動表

基金協会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（クイック融資メニュー）

融資機関コード	融資機関名	保証料免除者コード	保証料免除者名	引受番号	経営の種類コード	債務保証引受年月日（年月日）	債務保証引受額（円）	異動修正				異動理由									備考
												取消等				繰上償還		経営中止			
								発生年月日	対象外保証額	繰上償還額	経営中止時残高	目的外使用	安定計画の取消し	不実記載	その他	資金余剰	その他	経営転換	離農	その他	
合 計																					

（注）１．融資機関コードから債務保証引受額までは、既に提出済みのクイック融資メニュー債務保証引受状況報告書から転記すること。
（変更があった場合は、変更後のものを記入すること。）。

２．異動修正欄の発生年月日は、該当する異動が発生した時点の年月日を記入すること。

３．異動理由欄は、該当する理由を選んで１と記入し、その他の場合は備考欄に具体的な理由を記入すること。

４．同一保証者で２件以上の異動が発生した場合には、異動理由ごとに分けて記入すること。

様式第１９号

クイック融資メニュー保証交付金償還計画額・交付金額異動修正計算書
（令和　　年度債務保証引受分）

番　号
年月日

○○○農業信用基金協会会長理事　殿

公益社団法人　中央畜産会
会　長

家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２）第６の２の（５）の規定に基づき、別添計算書のとおり通知します。

様式第１９号の別添

保証料免除者別償還計画額・交付金額異動修正計算書

（令和　年度債務保証引受分）

基金協会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

融資機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（クイック融資メニュー）　　（単位：円）

保証料免除者コード 氏　名	引受番号	経営の種類	債務保証引受額 **（当初債務保証引受額）**	債務保証引受年月日	最終債務保証年月日 **（当初最終保証年月日）**	**異動修正年月日**	償還計画額						交付金額			
							年度		年度		年度		年度	年度	年度	合計
							期首残高	償還額	期首残高	償還額	期首残高	償還額				
計																

※　交付金算定期間は４月１日から翌年の３月 31 日までとし、交付金の交付は算定期間の翌年度とする。
（なお、交付金算定期間の途中で保証期間が終了した場合には、終了から３か月後（請求は２か月後）に交付することができるものとする。）

様式第２０号〔提出部数１部（中畜用）〕

クイック融資メニュー保証交付金請求書

番　号
年月日

公益社団法人　中央畜産会会長　殿

所　在　地
基金協会名
代表者氏名　　印
（電話（内線）
担当者所属　　氏名）

家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２）第６の２の（６）の規定に基づき、クイック融資メニュー保証交付金について、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

１　請求額　　円

２　同上の内訳

（単位：円）

区　　分	保証料免除に係る内容	
保証料免除決定日（保証引受日）	年　月　日	年　月　日
融資機関名		
借入者名(債務保証引受対象者名)		
貸付実行額		
債務保証引受額		
基金協会保証料率	%	%
保証料交付金の額		

（注）１　借入者が複数の場合若しくは当該借入者に複数の借入れがある場合は、適宜欄を設けてそれぞれ記入すること。
２　同一借入者において、複数の借入れがある場合は、各区分について内訳を添付すること。
３　基金協会における資金別保証料率の一覧表を添付すること。

３　振込先

金融機関名	支店(所)名	口座種類	口座番号	口座名義人
		当座・普通		

（注）　口座種類は、該当箇所に○印をつけること。
また、口座の種類が別段預金又はその他の場合は、口座種類欄にその旨を記入すること。

様式第２１号〔提出部数３部（融資機関、都道府県、中畜用）〕

クイック融資メニュー保証料免除取消通知書

番　号
年月日

融資機関代表者　殿
都道府県知事　殿
公益社団法人　中央畜産会会長　殿

所　在　地
基金協会名
代表者氏名　　印
（電　　話（内線）
担当者所属　　氏名）

クイック融資メニューに係る債務保証引受対象者について、保証料免除の取消に該当することとなったので、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要（平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２）第６の２の（９）の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

債務保証引受対象者	債務保証引受額	債務保証引受日	取消日の債務保証引受残高	債務保証取取消日	取消理由
	千円	年月日	千円	年月日	
合　　計					

（注）１　債務保証引受額及び取消日の債務保証引受残高は債務保証引受対象者ごとに小計を記入すること。
２　債務保証取消日を証明する資料を添付すること。

様式第２２号〔提出部数１部（中畜用）〕

クイック融資メニュー保証交付金事業に係る返納書

番　号
年月日

公益社団法人中央畜産会会長　殿

所　在　地
基金協会名
代表者氏名　　印
（電話（内線）
担当者所属　　氏名）

家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２）第６の２の（１１）の規定に基づき、下記のとおり返納します。

記

１　返納額　　○○○○円

２　送金日（予定日）　　令和　　年　　月　　日

３　返納理由及び返納額根拠

様式第２３号〔提出部数１部（中畜用）〕

クイック融資メニュー保証交付金事業績報告書

番　号
年月日

公益社団法人中央畜産会会長　殿

所　在　地
基金協会名
代表者氏名　　印
（電話（内線）
担当者所属　　氏名）

家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成２５年２月２７日付け２４年発中畜第９４９号－２）第６の２の（１２）の規定に基づき、別表のとおり報告します。

様式第２３号の別表

令和　年度クイック融資メニュー保証交付金事業実績報告

（単位：円）

融資機関名	債務保証者数	当該年度の保証料額	保証交付金請求額	保証交付金の受領	
				受領年月日	交付金額
合　　計 （融資機関数　　）					